

本学部における履修届出上限（キャップ制）について

2018年度本学部進入学から、法学部規則第8条の2第3項に基づき、履修しようとする授業科目に係る上限が、各セメスターにおいてそれぞれ設定されます。詳細については、「法学部履修届出上限規則（以降、キャップ規則）」（2018年度法学部便覧193頁）をご参照ください。

○キャップ制についてよくある質問

Q：法学部に進学後、各セメスターにつき24単位を超えられないとなっているが、24単位を超過して登録できるのか。

A：UTAS上では登録は不可能です。キャップ規則第3条等の特則の適用を希望する場合には、教務係窓口にて、別途申請（2018.5.7～5.9）が必要になります。

Q：24単位の中には他学部聴講科目も含まれるのか。

A：キャップ規則第2条において、24単位の中身について法学部専門科目に限定していませんので、法学部以外の科目も含まれると理解してください。

Q：キャップ規則第3条について、必修科目に限り24単位とは別に8単位を上限として履修登録可能となっているが、例えば、憲法（6単位）及び民法第1部（4単位）の両方を、この特則で履修登録可能なのか。

A：それは出来ません。仮に、この両方の科目の履修登録を希望するのであれば、24単位の方を調整して22単位とし、両方の履修登録を行ってください。考え方として、24単位+8単位の32単位までしか履修登録が認められないということになります。また、先ほどもお話しした超過分については、UTAS上で履修登録が不可能ですので、必ず教務係窓口にて履修登録確認・修正期間内（2018.5.7～5.9）に申請してください。

Q：通年科目については、どのセメスターの履修上限に含まれるのか。

A：Sセメスターの24単位に含まれます。Sセメスター2単位及びAセメスター2単位と分割されませんので注意してください。

Q：リサーチペーパーについては、どのセメスターの履修上限に含まれるのか。

A：キャップ規則第4条に規定があるとおり、リサーチペーパー履修届を提出したセメスターではなく、実際にリサーチペーパーを提出するセメスターの24単位の中に含まれます。

2018年3月30日

法学部